

会議名	令和7年度第3回港区子ども・子育て会議	
開催日時	令和7年12月9日（火曜日） 午後6時30分から午後7時30分まで	
開催場所	区役所9階914～915会議室	
委員	（出席者）請川会長、小原副会長、大澤副会長、岳委員、辻村委員、西委員、八木委員、藪崎委員、後宮委員、中濱委員、伊舎堂委員、中村委員、吉岡委員、古角委員、佐野委員 （欠席者）竹田委員 （オンライン）池田委員、山岸委員	
事務局	子ども家庭支援部長 子ども家庭支援部子ども政策課長 子ども家庭支援部子ども若者支援課長 子ども家庭支援部保育課長 子ども家庭支援部子ども家庭支援センター所長 子ども家庭支援部相談支援担当課長 教育委員会事務局教育推進部長 教育委員会事務局教育推進部教育長室長 教育委員会事務局学校教育部長 教育委員会事務局学校教育部学務課長 教育委員会事務局学校教育部教育指導担当課長 保健福祉支援部障害者福祉課長	中島 博子 西川 杉菜 矢ノ目 真展 宮内 宏之 石原 輝章 坪井 清徳 佐々木 貴浩 若杉 健次 茂木 英雄 鈴木 健 清水 浩和 宮本 裕介
傍聴者	2人	
会議次第	議題 （1）乳児等通園支援事業所の利用定員設定に係る意見聴取について （2）「港区子ども・若者・子育て総合支援計画」の代用計画に係る意見聴取について （3）令和6年度の区立保育園及び区立幼稚園の運営経費について	
配付資料	資料1 乳児等通園支援事業所の利用定員設定に係る意見聴取について 資料2 「港区子ども・若者・子育て総合支援計画」の代用計画に係る意見聴取について 資料3 令和6年度の区立保育園運営経費について 資料4 令和6年度の区立幼稚園運営経費について	

会議の結果及び主要な意見

会長 ただいまより、令和7年度第3回港区子ども・子育て会議を開催いたします。終了時刻は、午後7時30分を予定しております。円滑な会議運営にご協力をお願いいたします。

事務局 (子ども政策課長) それでは初めに、本日の出席状況と資料確認を事務局からお願いいたします。定足数である過半数のご出席は確認できておりますので、会としては成立しております。続きまして、資料の確認でございます。事前に資料1、資料2、資料3、資料4を送付しております。なお、資料3については一部修正がございましたので、机上に差し替え版を配布しております。また、リモートで参加いただいている委員には本日メールで差し替え資料を送付しております。修正部分は、のちほど案件課長より説明させていただきます。

会長 お手元に資料がない方がいらっしゃいましたら、事務局にお知らせください。 それでは、議題に入る前に、本日の進行についてです。議題ごとに目安の時間を設けて進行していきたいと思っております。予定の時間を超えてしまった場合は、ご意見やご質問を切り上げて、次の議題へ進めさせていただく場合がございます。事務局の説明は簡潔をお願いをして、限られた時間ではありますが、皆様からの意見を多くお聞きしたいと思っております。ご協力をお願いします。

それでは、議題に移ります。議題(1)乳児等通園支援事業所の利用定員設定に係る意見聴取について及び(2)「港区子ども・若者・子育て総合支援計画」の代用計画に係る意見聴取について

こちらは関連した案件ということですのでまとめてご説明をお願いできればと思います。

1 議題

(1) 乳児等通園支援事業所の利用定員設定に係る意見聴取について

(2) 「港区子ども・若者・子育て総合支援事業計画」の代用計画に係る意見聴取について

(資料1、資料2説明)

事務局 (子ども政策課長) 資料1及び2を使いましてご説明をいたします。まず資料1をご覧ください。こちら右側に子ども政策課、保育課、教育長室、学務課と4課連名になっておりますが、説明は子ども政策課長から一括して行い、質疑については内容によって、それぞれの所管課長よりお答えしたいと思います。

まず「乳児等通園支援事業所の利用定員設定に係る意見聴取について」です。港区子ども・子育て会議条例第3条第2項に基づきまして、乳児等通園支援事業所の利用定員の設定について意見聴取を行うものです。

項番1、乳児等通園支援事業の概要です。国は、令和6年6月に成立した子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律により、月の一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付として、乳児等通園支援事業、いわゆる、こども誰でも通園制度を創設しました。区は、月の利用可能時間や利用対象年齢など、国の想定する制度の一部を拡大して実施する予定です。

項番2、意見聴取の概要です。令和8年度からこの制度が本格実施となる給

付制度において、区が利用定員を定めるに当たり、あらかじめこちらの子ども・子育て会議の意見を聴取しなければならないとされており。子ども・子育て会議の意見聴取後、区は利用定員を定めた上で、区の定める運営基準を満たしていることを確認します。なお、令和7年度においては、国の経過措置を適用し、国が示している運営基準を区の定める運営基準として取り扱うということになっており、今回ご意見をいただき、それを生かして最終的に定員を確認していくという流れになります。

続いて2ページ目、別紙1をご覧ください。こちらが国と区の制度の比較を一覧にしたものになっております。左側が国の想定している制度、右側が令和8年度から港区において実施する制度の内容となっております。まず対象利用児童につきましては、同じです。続いて対象年齢ですが、国では生後6か月から3歳の誕生日の前々日までということになっておりますが、港区においては、幼稚園等の入園を考慮して年度単位で受け入れする方がスムーズな接続になるということを考えてまして、生後6か月から2歳児クラスを対象年齢といたします。続いて利用可能時間ですが、国は月10時間を上限としておりますが、港区では月24時間を上限としたいと思っております。こちらは、令和6年度、7年度に港区の方で試行的に事業を実施した中でのアンケート等を踏まえまして、週2回、3時間、月24時間という実施が望ましいのではないかとということで、国の時間に14時間加えた形で実施をしていきたいと考えております。続いて利用方式ですが、国は定期利用、柔軟利用、両方どちらでもよいということになっておりますが、区においては定期利用とし、特定の事業所を固定して利用する方法で実施したいと思っております。また保育の方法ですが一般型とします。事業所の保育定員とは別に、この事業の定員を設けて受け入れる方法と、保育定員の空きを利用して実施する余裕活用型と2つありますが、令和8年度は、まずは一般型で実施したいと思っております。利用料については、国は未定ということになっておりますが、区は現行と同様に無償とします。利用者の決定方法ですが、国の想定では保護者が直接施設と契約することになっておりますが、区においては区立保育園、港区保育室、区立幼稚園については区において抽選をして利用者を決定し、私立認可保育園については区による抽選の上、それを踏まえて事業者が利用者を決定していく、私立幼稚園は各事業者の考え方に応じて、業者を決定するという形をとりたいと思っております。

続いて3ページ、別紙2をご覧ください。実際に実施する園の一覧をお付けしております。それぞれの地区で、区立保育園、保育室、私立認可保育園、小規模保育事業所、幼稚園について、調整した結果です。定員の枠としては合計103名です。これはあくまでも枠ということになりますので、保育園の定義と少し違いまして、実際には例えば0歳の2人は、保育園のある時間を見たときに最大2人あずかれますという見方になりますので、実際に利用できる人はもう少し増えるという形で見ていただければと思います。また一部の幼稚園は、24時間の上限ではなくて、区立幼稚園の中之町幼稚園と高輪幼稚園は、週4日1回2時間半の実施、また私立幼稚園の明德幼稚園は1回3時間の実施とちょっと変則的な運営の仕方をするところもごございます。

続いて資料2になります。昨年度、区は、「港区子ども・若者・子育て総合支援計画」を策定しまして、この計画に則り事業を進めておりますが、令和8年

度より乳児等通園支援事業が給付制度として本格実施されることに伴いまして、四角囲みの中の、(1)乳児等通園支援事業にかかる量の見込みと確保方策、(2)乳児等通園支援事業にかかる教育・保育等の一体的提供及び当該教育・保育等の推進に関する体制の確保の内容の2点について計画に記載しなければならないとなっております。

(1)については、昨年度策定の計画の中で既に計上しておりますので、(2)の代用計画について策定し、こちらの会議において意見聴取を行うことになっております。それが裏のページの別紙となりまして、四角囲みの中にあります。地域の教育・保育施設と連携し、乳児等通園支援事業の利用終了後の受入れ先について、保育コンサルジュ等を通じて案内するほか、合同研修会等の場を活用するなど、乳児等通園支援事業者と教育・保育施設との間で情報を共有することができる体制を整備するという内容です。つまり、乳児等通園支援事業が終わった後に次の施設に情報共有して、スムーズに繋げていく体制をとりますということに記載しているものになります。来年この計画の中間見直しを行うことになっていますが、その際にはこの要素も入れることとなります。簡単ではございます説明は以上でございます。

A委員

定員の考え方についてお伺いさせていただきます。資料1の別紙2について、先ほど合計103名ということで、これはどういう形で需要を予測されて、この数字となっているのかということをお伺いしたいのと、現行の一時預かりという形であっぴいの乳幼児一時預かりサービスがありますが、それぞれの住み分けみたいなものをどのように考えられているのかという話を伺えますか。

事務局

(子ども政策課長)

まず1つ目について、想定される需要に対する供給量が足りるかといったご質問かと思いますが、先ほど申し上げた試行で実施しているみなどこども誰でも通園事業は、現在高輪と麻布の2地区で実施していますが、その中における対象の年齢児のうち利用申請のあった割合が約10%ぐらいでした。正直こちらについては、保育園や幼稚園に在籍していない方がどの程度手を挙げてこられるかというのがまだ全く見えない部分もございますので、まずは10%の見込みがあるということで、地区ごとの地域性とか偏在もありますけれども一旦はこの定員で様子を見ていきたいと思っております。

2つ目の一時預かりとの違いですが、国の方で今回のこども誰でも通園事業と一時預かりは、似て非なるものという位置づけになっております。一時預かりは、レスパイトや冠婚葬祭の際といった保護者のニーズに応じて子どもを預けるという考え方のもと自治体の判断で実施している事業である一方で、こども誰でも通園は家庭にいただけでは得られないような様々な経験を通じて、子どもが成長していくため、施設へ通うという考え方のもと、全国自治体で実施が義務づけられた給付制度でございます。保育園等に通ってなくても経験を積んで子どもを成長させていくといった環境を作っていく事業だと国で位置づけられておりますので、似ている事業なのですが違うものだということになっております。

B委員

高輪さつき保育園も今回、2歳児3名ということで受け入れすることになっているんですが意向調査をしたとき、他の園からもたくさん手があがっていると思うのですが、どのようにそれをどういう基準で決めたのかということと、うちの園は多分面積もという話もあったと思うのですが、0歳児の部屋が広

いなと思い、0歳も1歳も受け入れますという話をしたら、2歳だけでいいですよという話もあったので地域性等もあると思うのですが、基準を教えて欲しいと思いご質問させていただきます。

事務局
(子ども政策課長)

私立保育園に対し意向調査を行い、回答がきたものをこちらで確認させていただくと、一番ハードルになりましたところが面積でございます。保育園に準じた面積と人員体制が必要ですので、お断りした理由としては、面積が取れない場合がほとんどでした。また、地域的に0歳ばかりや2歳ばかりになるなど、偏ってしまっても困るので、その辺のバランスを考えたり、人員体制等も調整しながら最終的にはこの定員となりました。

C委員

お伺いしたいのは、区立幼稚園の対象時間です。先ほど週4回、1回2時間半実施ということですのでこれをフルに利用すると、月40時間可能ということに計算としてはなと思います。国は10時間を上限とし、港区は24時間を上限とするということですが、それをかなり大幅に上回る数となります。ただ、定員5人が決まったメンバーではなく、毎日使うわけではないということもあるかもしれませんが、しかし可能性としては40時間利用可能だということになりはしないでしょうか。それは少しオーバースペックではないかという感想を持ちましたが、その辺の考え方を伺いできたらと思います。

事務局
(学務課長)

前提として補足説明をさせていただきたいのですが、少し誤解を招く記載でしたが、週4日を最大としていて実際に利用対象でいうと、1人当たりで週2日間となります。ですので2時間半かける週2日5時間で、多い週で月当たり24時間以内に収まるという計算で考えております。なるべく多くの方に利用していただきたいと考えております。

会長
D委員

そうしますと、個人としては40時間は使えないということですね。
人数設定のところですが、先ほど余力の活用か別枠で設定されるかということでお話があったかと思うんですけども、今回この設定するにあたり別枠ということですので、さっきの面積の話もございましたが、見ていただける方が手当てをされるというようなものなのか、既存の方々で行けるようなものなのかその辺のフィジビリティというのを伺いさせていただければと思います。

事務局
(子ども政策課長)

一般型については、実際は在園児の中に溶け込ませてやる場合もほとんどだと思うのですが、通常の保育園とは別に、誰でも通園で独立した形といいますか、面積的にも人的にも独立して成立する形になります。もう一つの余裕活用型は、例えば定員が20人に対し、園児が15人しかおらず、残りの5人のところで誰でも通園をやりますということになりますが、そうすると年度途中に入ってくるお子さんがいらっしゃいますので、年度末に近づくとつれ、その枠がなくなってしまうというリスクもあるため、今回は一般型で独立して年間を通じて定員を確保できる形を選んだということになります。ただ先ほどご説明した通り、今後需要がどうなるかもわからないところがございしますので、仮に需要が想定よりも高まるようなことがあれば余裕活用型の手法も使って定員を確保していくこともあるというふうには考えております。

会長

別枠で独立をさせてということですが、保育士の手当とかそういうところは別枠でまた保育士つけるということでしょうか。

事務局
(子ども政策課長)

そうなります。

C委員	<p>要望のようになりますが、誰でも通園ということで子どもたちが一つの枠を作って保育体験といいますか集団体験をするわけですね。そこでやっぱり大事なのは保育の質の問題になってくるということです。質を確保するには、補助金や制度を支える仕組みというのをよく考えていただき、人がいればそれで済むというわけではなく、どういう体験をしていくかや、そのためにはどういう環境を整えたらよいか、あるいはそういった保育の結果どんなことが起こったか、それに対してどんな対応すべきだったのかといった、保育を実際にしている時間だけでなく、前後の準備時間やその他にかかる経費もかかるということも含めて、補助金制度や補助制度を作っていただきたいと思っています。</p>
会長	<p>ありがとうございます。大切なご意見かと思えます。人を配置するだけではなく、質の確保をきちんとしていただきたいということで、そちらも踏まえた予算措置も考えていただきたいということかと思えますが、いかがでしょうか。</p>
事務局 (教育長室長)	<p>ご意見ありがとうございます。予算に関しては今後ということにはなってまいりますけれども、今のご意見も踏まえまして、実際に定期的な巡回の時間そのもの以外に申し込みの状況や事前の準備等も含めまして調整が必要かと考えております。まだ調整中ですので現状としては以上でございます。</p>
事務局 (保育課長)	<p>こども誰でも通園制度におきます給付の関係は、職員の配置に関しても、この制度のために配置していただくこととなりますので、必要な職員への補助手当をしていくこと、また0歳、1歳、2歳の子どもそれぞれに対する1人当たりの給付について補助単価の方も調整しておりますので、こちらについてもきちんと対応していきたいというふうに考えております。</p>
E委員	<p>別紙の記載について教えていただきたいのですが、保育コンシェルジュ等を通じて案内する乳児等通園支援事業者と教育・保育施設との間で情報を共有することができる体制を整備するという記載があるんですけども、乳児等通園支援事業の利用終了後の受入れ先には、それを利用している利用者に対し、保育コンシェルジュ等を通じて案内するということと、合同研修等を通じて事業者と教育・保育施設との間で情報共有するという2つのことが書いてあるということでしょうか。</p>
事務局 (子ども政策課長)	<p>この運用計画が位置づけられる現行の港区子ども・若者・子育て総合支援事業計画は、昨年度策定したばかりのため、計画の見直しもすぐにできないということで代替措置として、代替計画を作ってよいというものになっております。この制度を利用したお子さんが幼稚園や保育園に行かれるということになる際、次はここに行ってくださいといった、いわゆる小規模保育事業所から通常の保育園に行く連携園のような形はとらないですが、それぞれのご希望に応じて保育コンシェルジュ等が利用可能な施設を丁寧にご案内することで、連携をスムーズにしていくというものですので、区としてもそのように取り組んでいきたいと考えております。また合同研修会のことも書いてありますが、小学校や幼稚園、保育園などの担当者が小学校の区域ごとにチームを組んだりとか、保育園でいいますと園長会などを定期的に行ったりしていますので、そういったところで情報共有しながら地域の子どもの育ちを広い視点で見ながら一緒にやっていく、研修会も場合によっては開催しながら進めていくということをお示ししております。</p>
E委員	<p>保育コンシェルジュに関して、私も実際利用したことがあるんですけども、</p>

色々な制度がある中で、通園支援事業所の利用終了後のフォローというのが保育コンシェルジュの方々ができる体制になっているということでもよかったでしょうか。現場への落とし込みというところが課題があると思いましたが、質問させていただきました。

事務局
(保育課長)

こちらの制度の開始に当たりましてそこら辺を整理してきちんと必要な方へのご案内ができるような体制をきちんととってまいりたいと考えております。

B委員

先ほどの保育の質の確保というところで、受け入れる私達の意見としてお話しさせていただきたいんですが、今回0歳、1歳、2歳でお願いしたら、2歳をと言われまして、区に確認したいのが2歳でどこにも所属していないお子さんというのは絶対そのあと幼稚園やインターだろうと思っています。そういう人が大体いらっしゃるというところで私達としては、継続してお子さんを見ていき、見通しをもって保育したいと思って日々関わっているので、そういうところでモチベーションが落ちないようにはしたいなと思っているのと、あと私としては、うちの保育園とても面白いので、うちの保育園に来たお子さんには、もしそのときには幼稚園に行きたいと思っていたとしても、この保育園にずっと5歳までいたいと思ってもらえるような楽しい保育を日々頑張りたいなというふうに私だけでなく職員もみんな思っておりますので、ぜひご安心いただければと思って手を挙げさせていただきました。

F委員

資料1の別紙1のところで、利用者決定方法で、区による抽選(順位付け)と書いてあるのですが、この順位付けというのはどういうふうことなのかというのを伺いたいなと思います。これは給付制度ですよね、私の理解だと申請すれば誰でも行けるというような権利を持っていると思っています。順位付けというのはその精神にそぐわないのかなというところで、どのような基準で順位をつけられるのかなというところと、保護者による直接予約というのは国はアプリを想定しているというふうに考えられますけれども、港区はアプリを使用しないんでしょうかという質問です。要望としては、新しい制度なので、多分日本全国どの市区町村でも初年度は混乱すると思います。今日だけじゃなく、スタート後も意見聴取して改善するというふうな場に子ども・子育て会議をしてもらいたいなと思います。

事務局
(保育課長)

最初の抽選に関するご質問ですけれども、区立と私立となるべく多くの方を受入れることを目的として定員を超える申し込みがあった場合は抽選で順位をつけてということで、仮にその順位で利用を終えたとか、空きがあった場合には繰り上げをし無駄なくご利用いただくということを想定しております。2つ目のアプリに関しましては、使用しないことで考えておりまして、国の方でシステム構築したものがあつたということでもございますので、そちらで予約枠や利用者の利用可能時間等を管理する予定でございます。実施園の方には予約枠の設定をしてもらいまして、作成した予約枠に対して、区が各利用者の代理の予約というような形でご利用いただくことを想定してございます。

F委員

多分アプリは月10時間しか対応してないとか国の設定でしか対応しないなどいろいろあるかと思うんですが、利用者が使用しやすいようにしてもらいたいなというふうに思いますというところと、さっき今のお答えだと誰でも通園制度にならないんじゃないかと思うので、誰でも通園できるように区がその利用調整して、ニーズを確保して定員を確保するというようなお答えじゃないと

まずいんじゃないかなと思うのですがいかがでしょうか。

事務局

(子ども政策課長)

おっしゃる通りでございます。来年度は初年度でまだまだ需要が見えない部分もございますし、人を確保していただくこともございますので、一旦こちらで事業として始めさせていただきますけれども、需要が想定よりも上回った場合は先ほど申し上げた余裕活用型を使って確保するなど、可能な限り広く使っていただけるように調整をしていくつもりでおります。また、先ほど子ども・子育て会議でそういった意見を共有ということでございましたが、需要の話など、こちらで適宜、情報を共有し、ご意見をいただき進めていきたいと考えております。

G委員

息子が昨年、こども誰でも通園事業を利用しお世話になっています。1年間、在園している園児の皆さんと一緒に、同じように季節のイベントに参加させていただいたり、お散歩に連れて行っていただいたり、本当に在園している皆さんと同じように過ごさせていただいて、本当に素敵な経験をする事ができました。親子ともに貴重な経験だったなと思ってます。息子の喋る言葉がすごく増えたり、母親の私もちょっと悩んだことを先生に定期的に質問する場を持つことができよかったです。ただ去年は2人しかいない枠だったので応募も多かったですし、この経験をもっと多くの人に知ってもらいたいなって思っていたので、今回の資料をいただいて、たくさん地域で多くのお子さんを受け入れる枠が来年度からできるということで、息子と同じような経験ができる子どもが増えるんだなと思いました。息子も保育園に入ったため、この制度を利用することはないですけれども、私は去年1年、片道40分ぐらいかかっていたので、真夏とかは結構大変だったんですが、これだけたくさんの地区で実施されるということで、非常にハードルも低くなりよかったです。来年度以降もとても楽しみにしています。もう1つ、資料2の方の別紙ですね、こども誰でも通園事業の利用終了後の受け入れ先について保育コンシェルジュの方を通じて案内してもらえるという点も私が利用したときはそういうのはなかったというか、相談すれば教えていただいたのではないかなとは思いますが、こういうふうにもいろいろ情報共有していただけると事業を利用した後、保育園に通い続けるのか、幼稚園なのかという選択肢をいろいろ教えていただくことができ非常に助かるなというふうに思ったので、意見でも質問でもないのですが、実際にこの事業を使った者としての感想になりますが、楽しみにしています。

(3) 令和6年度の区立保育園及び区立幼稚園の運営経費について

(資料3、資料4説明)

事務局

(保育課長)

それでは差し替え後の資料3を用いて、令和6年度の区立保育園運営経費についてご説明させていただきます。まず、今回資料の差し替えが生じてしまい大変申し訳ございませんでした。初めに、訂正箇所につきましてご説明させていただきます。資料表面一番下の最後の行でございます。※印の部分の利用者負担額ですが、事前の配布資料では給食費という文言が含まれておりました。この給食費につきましては令和5年9月から、3歳から5歳児については、給食費は無償化、0歳から2歳児については所得階層に応じて算出した給食費相当額を保育料から減額しているため、先ほどの箇所から給食費という文言を削除しております。大変申し訳ございませんでした。それでは内容につきまして

ご説明させていただきます。今回は初めての委員の方もいらっしゃいますので、本通知の位置付けから簡単にご説明申し上げます。平成 21 年 4 月から開始しました子ども・子育て支援新制度において区市町村が教育・保育施設に対して施設の運営に必要な経費を支援いたします、施設型給付制度の仕組みが創設されてございます。これに伴い区では教育・保育施設を利用する児童の保護者に対して、施設型給付の額等をお知らせしております、本資料はそのためのものとなっております。施設型給付費は国が定める教育・保育に必要な費用の基準額いわゆる公定価格から保護者が負担する利用者負担額、保育料を差し引いた金額となります。公定価格とは、地域区分、定員区分等に応じて定められた基本分単価、処遇改善加算等の基本加算部分等を用いて国の定めた基準により算出した金額となります。なお区では、保育の質の向上のために様々な施策の充実を図っております、国が定める公定価格を超えて経費を支出負担しているため、その部分の金額も含めてお知らせしております。

今回、前提条件の部分で 2 点変更がございます。まず 1 点目ですけれども、先ほど申し上げた通り令和 5 年 9 月から 3 歳から 5 歳児については、給食費を無償化、0 歳から 2 歳児については所得階層に応じて算出した給食費相当額を保育料から減額してございます。昨年度は年度途中から給食費無償化を資料に反映するというところでございましたが、今年度の資料からは給食費無償化は通年分という形での反映となっております。

次に 2 点目といたしまして、令和 6 年度に公定価格の加算項目に 4 歳児以上児配置改善加算が追加されております。4 歳児以上にかかる保育士配置基準を 4 歳児以上児 25 対 1 により実施する施設に加算をするものでございます。こちらの加算を算出に当たりまして追加してございます。以上が昨年度からの変更点となっております。

それでは資料の上段の図をご覧ください。まず 0 歳から 2 歳児についてです。記載の金額が区立保育園に通う児童 1 人当たりにも用いた経費となりまして、年額 438 万 600 円となっております。このうち国の基準額である公定価格に相当する部分が 202 万 6,900 円となりまして、そこから利用者負担額 25 万 6,500 円を差し引いた残りの 177 万 400 円が施設型給付費ということになります。また右側の国の基準額である公定価格を超える 235 万 3,700 円が区が保育の質の向上のために必要な経費として独自に負担している部分というものでございます。続いて、下段の 3 歳から 5 歳児についてです。表の見方は 0 歳から 2 歳児と同様ですけれども、令和元年 10 月から開始された国の幼児教育保育の無償化によって保育料が 0 円であることが異なっております。昨年度から公定価格が増加しておりますのは公定価格の単価改定及び先ほど申し上げた、4 歳児以上児配置改善加算というものが追加されたためでございます。次のページには年齢別の施設型給付費をお示ししてございます。0 歳から 2 歳の方が公定価格が高いのは職員の配置が手厚くなっているためで、1 人当たりの単価が高く設定されているというところからくるものでございます。参考として、下段に区立認定こども園の公定価格もお示しをしております。長くなりましたが説明は以上です。よろしく願いいたします。

事務局
(学務課長)

続きまして資料 4 を用いて、令和 6 年度区立幼稚園運営経費についてご説明いたします。背景や報告する趣旨については先ほど資料 3 の保育課長の説明と

同様でございます。令和6年度に区立幼稚園園児1人当たりの年間運営経費は、156万5,200円となっております。このうち国の基準により算出した運営経費、公定価格が64万2,092円となっております。この額から利用者負担額を引いた額が、保護者に対する給付となる施設型給付費となりますが、保育料は無償化されており、利用者負担額は0円となりますので施設型給付費と公定価格が同額となっております。また運営経費総額から公定価格を引いた92万3,108円が国の基準を超えて区が支出している経費となります。裏面をご覧くださいますと参考としまして、令和3年度から令和5年度までの区立幼稚園の運営経費を記載しております。小さく※印記載してあります、園児数をご覧くださいますと、年々減少している状況をご確認できるかと思いますが園児数の減少に伴い1人当たりの運営経費が増加する構造となっております。さらに令和5年度から令和6年度にかけては区の負担額が増加している要因としまして、園児数の問題に加えまして、非認知的能力を高める探究活動事業を全園で実施しております。また、お弁当の配送費を区が全額負担する事業、あるいは職員給与等人件費が増加したなどによるものが大きいウエイトとして占められているというのが現状でございます。説明は以上となります。

H委員

実際、子どもが区立の保育園を利用したことはないんですけど、ママ友と話をした時に、区立の保育園から上がった子どもはすごく満足していて、いろんなイベントや体験もあって、すごく評判が良かったんですけども、今の保育園の運営経費とかを見ると、本当に令和4年から令和5年度について、区の負担額は増加している傾向なんですけども、国の標準金額も大きく上回るというところで本当に港区は非常に子どもたちの環境を良くするために、すごく力を入れていただいて本当に保護者として感謝しています。年々区の負担額が増加傾向ですが、今後も区の負担増加の見込みはございますでしょうか。長期的にそういう体制の計画はどうなっているかお伺いしたいと思います。

事務局
(保育課長)

こちらの資料になりますけれども、令和4年度から全体として少しずつ増加をしている状況でございます。今後の持続性というところですけども、やはり今後も引き続き必要な保育の質を確保する必要がある一方で経費のところも当然見ていかなきゃいけないと思いますけれども、今のところはこれまでどおり質の向上も維持しながら経費についても注視していくということで、必要な対応をしていきたいというふうに考えてございます。

E委員

今回この資料を拝見して、自分たちの子どもたちがこんなに区の負担をいただきながら生活していると改めて実感できて感謝申し上げたいと思います。少し素朴な質問なんですけど、区が何を負担するのか、というのは何を基準に定めているのかが気になりました。先ほどのお話で、お弁当配送費とかも区が負担していると伺ったんですけど、例えばオムツとかについては各家庭負担になっているかと思うんですが、区が負担する部分と個人が負担する部分との線引きとございますか基準はどうなっていますでしょうか。

事務局
(保育課長)

今のご質問は公定価格の部分と区が独自負担する部分ということでよろしいでしょうか。こちらにつきましては全体の運営経費から公定価格分を差し引いて区独自の負担分という形で記載しております。具体的にこの区負担額がどの経費なのか、どういう費目なのかどういう事業費なのか具体的に線引きがあるわけではございませんので、全体としてみて費用負担の割合をお示ししたと

会長	<p>というようなことをご理解いただければと思っております。</p> <p>足りない部分は区が出してるってことだと思うんですけども、区が出すところと個人が出してる場所はどうかという線引きしているかというご質問ではないかと思えます。</p>
事務局 (保育課長)	<p>先ほどオムツの話もございましたが、いまオムツのサブスクというのもやっておりますが、こちらは実際には保護者にご負担をいただいております。こちらについてこの経費の中身が区負担なのか、公定価格で見ていくのかという明確なものはありません。</p>
事務局 (学務課長)	<p>重ねて区立幼稚園の方のコメントですけれども、同様に保護者負担ないし公費負担の明確な基準が決まっているものではないです。ただ例えば先ほど例示で申しあげました弁当配送については保護者の方々から長年の強い要望があって政策的判断で行ったものであったり、あとは探求型事業に非認知的能力を高めるためのプログラムを全園で実施したのですが、これについては、世の中のトレンドとしてこの不透明な社会状況の中で子育てのためにそういった能力を高める必要があるだろうというところから政策的判断で行ったという経過がございます。ですので、公費で行うべきか私費で行うべきかという明確な基準はないところですが、様々な事情を斟酌してご負担いただく、いただかないの検討をしているというところが実態でございます。</p>
I委員	<p>中身のことじゃないのですが、資料3の差し替えをいただいたのですが逆に見づらくなっちゃったのでできれば、差し替えのときは1枚にまとめておいていただけるとその後もう一度見直すときに見やすくなるのでご意見というところで申し訳ないのですが、よろしくをお願いします。</p>
事務局 (保育課長)	<p>先ほどのお答えについて、不足がありましたので補足できればと思えます。一番大きなところは人件費の部分、そこに対応している部分が大いのかなどというところだけを補足させていただければと思えます。失礼いたしました。</p>
J委員	<p>私も今私立幼稚園に通わせておまして子どもを育児するのに当たり、食事って本当に大事なと思ひまして、そして子どもたちにとっては楽しい時間になっているかと思ひます。コロナもあり、やはりみんなと食べるということがすごく少ない世代の子どもたちもおりますので、こうした楽しい時間、幼稚園で食べる、保育園のみんなと食べるというのは本当にあの大切な時間だと思ひます。その給食が配送されるということで、私はお弁当作っているんですけども、配送するそのお弁当の内容がどういったものかというのを伺いたいたいと思ひしております。品川区はオーガニックのお弁当ということで大変話題になりまして、美味しいものが出てきているということをお伺いしております。港区ではどのような内容のものを提供して果たしてそれが安全に全員に配送されるのかといったところが気になりました。また私立幼稚園ではお弁当を作っているんですけども、やはり昨今のこの物価高騰により、ものすごく考えながら日々お弁当を作っている次第です。けれども、そういった私立公立幼稚園のその格差是正に向けてもいろいろ港区におかれましては、助成金などの支援を承っておりますが引き続きこちらの方も私立幼稚園におきまして何かご検討いただければなというふうな考えで思っております。</p>
事務局 (学務課長)	<p>確かにおっしゃる通りですね。幼稚園教育要領の中でも食育というのは非常に大事なものと位置づけられております。まずこの年代のときの食事、食べ</p>

物に対する環境設定は保護者の皆様から提供するお弁当でもやれることですし、あるいは我々が今回行っている配送弁当では、その弁当を提供するに当たって注意しているのはやはりその食べ物との関係、食べ物に接する感動、食育的効果があるかどうかというのを事業者選定の中でしっかりと見極めさせていただいております。

事務局
(教育長室長)

ご意見ありがとうございます。公私立幼稚園の格差是正というふうにご紹介いただきましたけれども、従来から今年はまだ私立幼稚園の支援、それから私立幼稚園に通われる保護者の方の自立支援ということは取り組んできてございます。時代時代によりまして、またあの姿を変えていくものだと思っておりますけれども、私立幼稚園の経営支援はもとより、保護者の方の支援も含めてということで、その状況に合わせて今後課題認識を持って進めていければというふうに思っておりますので、お弁当の話もそうですけれども、状況によって格差是正に引き続き取り組んでいきたいというふうには思っております。

会長

それでは本日予定していた案件は以上となります。事務局から何か事務連絡ございますか。

事務局
(子ども政策課長)

次回の会議は3月頃を予定してございます。案件がない場合は流会となる可能性もございます。開催に関しましては別途ご連絡いたします。事務連絡は以上です。

会長

それではこれにて第3回の港区子ども・子育て会議を終了いたします。

—閉会—